

山梨県公報

号外第二十号

平成二十五年

三月二十八日

木 曜 日

目 次

規 則

- 山梨県行政組織規則の一部を改正する規則……………一
- 山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則……………三
- 県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則……………三
- 山梨県財務規則の一部を改正する規則……………三

規 則

山梨県規則第二十二号

山梨県行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。
 平成二十五年三月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明
 山梨県行政組織規則の一部を改正する規則

山梨県行政組織規則(昭和四十三年山梨県規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第九条中「森林環境総務課」の下に、「エネルギー政策課」を加える。

第十二条の四を第十二条の五とし、第十二条の三の次に次の一条を加える。

(エネルギー局に置かれる局長等)

第十二条の四 エネルギー局に局長を置く。

2 エネルギー局に必要な応じ、次長を置く。

3 第一項に規定する局長(次項において「局長」という。)は、上司の命を受け、エネルギー局内の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

4 次長は、上司の命を受け、その所掌事務を整理し、局長を補佐し、並びにエネルギー局内の基本的事項についての企画及び調整の事務を整理する。

5 エネルギー局に必要な応じ、次の各号に掲げる職を置き、その職務は、当該各号に定めるとおりとする。

- 一 主幹 上司の命を受け、局内の基本的事項についての企画に参画し、及び調整を

し、又は特定事項を処理する。

二 副主幹、主査又は副主査 上司の命を受け、特定事務を処理する。

6 第一項、第二項及び前項に規定するもののほか、エネルギー局に必要な応じ、上司の命を受けて特定かつ重要な事項を専門的に担当する職を置く。

7 前項の職の名称は、別に定める。

第十八条第十一項中「高等技術専門学校」を「峡南高等技術専門学校」に改める。

別表第一の一の表企画県民部の部消費生活安全課の項中第十六号を第十七号とし、第八号から第十五号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。

八 消費者教育の推進に関すること。

別表第一の一の表福祉保健部の部福祉保健総務課の項第八号中「社会福祉審議会」の下に「及び医療扶助審議会」を加え、同号を同項第十号とし、同項中第七号を第九号とし、第六号の次に次の二号を加える。

七 生活保護に関すること。

八 行旅病人及び死亡人の取扱いに関すること。

別表第一の一の表福祉保健部の部児童家庭課の項中第十号から第十二号までを削る。

別表第一の一の表福祉保健部の部障害福祉課の項第十一号中「及びあゆみの家」を「あゆみの家及び育精福祉センター成人寮」に改める。

別表第一の一の表福祉保健部の部健康増進課の項中第十七号を第十八号とし、第六号から第十六号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 新型インフルエンザ等対策本部に関すること。

別表第一の一の表森林環境部の部森林環境総務課の項第十号中「環境保全審議会」の下に「及び環境影響評価等技術審議会」を加え、同号を同項第十六号とし、同項中第九号を第十五号とし、第八号の次に次の六号を加える。

九 循環型社会形成に関する基本的事項に関すること。

十 再生資源の利用の促進に関すること。

十一 環境保全の啓発及び指導に関すること。

十二 環境保全活動の促進に関すること。

十三 環境教育の推進に関する施策の総合企画及び総合調整に関すること。

十四 環境影響評価に関すること。

別表第一の一の表森林環境部の部森林環境総務課の項に次の一号を加える。

十七 やまなし環境財団に関すること。

別表第一の一の表森林環境部の部環境創造課の項を削る。

別表第一の一の表森林環境部の部の次に次のように加える。

別表第一の一の表森林環境部の部の次に次のように加える。

エネルギー局 政策課	エネルギー 政策課	<ul style="list-style-type: none"> 一 エネルギーに関する施策の総合企画及び総合調整に関すること。 二 クリーンエネルギーの導入促進に関すること。 三 省エネルギー対策の推進に関すること。 四 地球温暖化対策の推進に関する施策の総合企画及び総合調整に関すること。
---------------	--------------	--

別表第一の一の表産業労働部の部産業人材課の項第八号中「高等技術専門学校」を「峡南高等技術専門学校」に改める。

別表第一の一の表観光部の部観光企画・ブランド推進課の項中第九号を削り、第十号を第九号とする。

別表第一の一の表観光部の部観光振興課の項第四号中「二地域居住」の下に「及び移住」を加える。

別表第二管理課の項第九号を削る。

「児童一寮支援課

成人一寮支援課

成人二寮支援課

自立支援課

を「児童二寮支援課」に改め、

同表都留高等技術専門学校の項を削り、同表峡南高等技術専門学校の項中「総務課」を「管理課」に改める。

別表第五あけぼの医療福祉センターの項第三号中「重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童の入所保護並びに治療及び日常生活の指導」を「肢体不自由児の障害児入所支援」に改め、同号を同項第五号とし、同項第二号中「の治療及び自活指導」を「重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童を含む。第五号及び第七号において同じ。」の障害児通所支援」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 障害児及び障害者の地域における生活の支援に関すること。

別表第五あけぼの医療福祉センターの項第三号の次に次の一号を加える。

四 身体障害者並びに重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している者の生活介護に関すること。

別表第五あけぼの医療福祉センターの項に次の二号を加える。

六 重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している者の療養介護に関すること。

七 肢体不自由児その他の者の診療に関すること。

別表第五育精福祉センターの項第一号中「知的障害児の入所保護及び自活指導」を

「知的障害のある児童及び精神に障害のある児童の障害児入所支援」に改め、同項第二号中「入所保護並びに更生指導及び訓練」を「生活介護及び施設入所支援」に改める。別表第五高等技術専門学校の項中「高等技術専門学校」を「峡南高等技術専門学校」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際この規則による改正前の山梨県行政組織規則の規定による機関によつてなされた処分その他の行為又はその機関に対してなされた申請その他の行為は、この規則による改正後の山梨県行政組織規則の規定による相当の機関によつてなされた処分その他の行為又はその機関に対してなされた申請その他の行為とみなす。

3 この規則の施行の際現に次の表の上欄に掲げる機関に勤務する者のうち、別に発令されない者は、同表の下欄に掲げる機関に勤務を命ぜられたものとする。

森林環境部環境創造課	エネルギー局エネルギー政策課
都留高等技術専門学校	産業技術短期大学校

(山梨県公有財産事務取扱規則の一部改正)

4 山梨県公有財産事務取扱規則(昭和三十九年山梨県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「の規定する部長、」を「に規定する部長、組織規則第十二条の二第一項に規定する局長、組織規則第十二条の三第一項に規定する局長、組織規則第十二条の四第一項に規定する局長及び」に、「局長及び」を「出納局長並びに」に改める。

(山梨県職員の特別褒賞金に関する条例施行規則の一部改正)

5 山梨県職員の特別褒賞金に関する条例施行規則(昭和四十三年山梨県規則第四十五号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「及び」を「リニア交通局、エネルギー局及び」に改める。

(山梨県環境影響評価条例施行規則の一部改正)

6 山梨県環境影響評価条例施行規則(平成十一年山梨県規則第二号)の一部を次のように改正する。

第七十二条第三項中「森林環境部環境創造課」を「森林環境部森林環境総務課」に

改める。

山梨県規則第二十三号

山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十五年三月二十八日

山梨県知事 横内正明

山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則

山梨県事務決裁規則（昭和四十三年山梨県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「第十二条の三第一項に規定する局長」の下に「、組織規則第十二条の四第一項に規定する局長」を加え、同条第二号中「第十二条の三第二項に規定する次長」の下に「、組織規則第十二条の四第二項に規定する次長」を加える。

第六条第三項中「第十二条の四第二項」を「第十二条の五第二項」に改める。

別表第一の二十九の項中「国庫負担金及び国庫補助金」を「国庫支出金」に改める。

別表第二の一の表消費生活安全課の項第七号中35を38とし、32から34までを35から37までとし、31の次に次のように加える。

32	第五十八条の十二の規定による訪問購入に係る購入業者に対する必要な措置の指示			
33	第五十八条の十二第一項の規定による訪問購入に関する業務の停止命令			
34	第五十八条の十二第二項の規定による公表			

別表第二の一の表消費生活安全課の項第十一号中「第二十二條第一項」を「第四十五條第一項」に改め、同項に次の一号を加える。

十二	山梨県食の安全・安心推進条例（平成二十四年山梨県条例第十号）の施行	1	第二十七条第五項の規定による公表				
		2	第二十九条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査				
		3	第三十条第一項の規定による第二十				

に関する事務

六条の規定に違反した生産者等に対する必要な措置の勧告

4 第三十条第二項の規定による食品の摂取による県民の健康への悪影響を防止するために必要な措置の勧告

5 第三十条第五項の規定による公表

6 第三十条第六項の規定による意見を述べる機会の付与

別表第二の三の表市町村課の項第十一号1中「第十二条の三」を「第十二条の五」に改める。

別表第二の四の表福祉保健総務課の項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 生活保護法（昭和二十五年法律第四百十四号）の施行に関する事務

1 第二十三条第一項の規定による市町村長の行う事務の監査

2 第四十一条第三項の規定による社会福祉法人及び日本赤十字社の設置する保護施設の認可

3 第四十一条第五項の規定による社会福祉法人及び日本赤十字社の保護施設の名称等の変更の認可

4 第四十二条の規定による社会福祉法人及び日本赤十字社の保護施設の休止及び廃止の時期の認可

5 第四十三条第一項の規定による保護施設の運営に関する指導

6	第四十四条第一項の規定による保護施設からの報告の徴収及び立入検査							
7	第四十五条第一項の規定による保護施設を設置する市町村に対する保護施設の改善、停止及び廃止の命令							
8	第四十五条第二項の規定による保護施設を設置する社会福祉法人及び日本赤十字社に対する保護施設の改善及び停止の命令並びに認可の取消し							
9	第四十六条第三項の規定による保護施設の定める管理規程の変更命令							
10	第四十八条第三項の規定による保護施設の長の指導の制限及び禁止							
11	第四十九条（第五十五条において準用する場合を含む。）の規定による医療機関、助産機関等の指定							
12	第五十一条第二項（第五十四条の二第四項及び第五十五条において準用する場合を含む。）の規定による指定医療機関、指定介護機関、指定助産機関等の指定の取消し							
13	第五十二条第一項の規定による診療報酬に係る承認及び認定							
14	第五十三条第一項（第五十四条の二第四項及び第五十五条において準用す							

15	第五十三条第四項（第五十四条の二第四項及び第五十五条において準用する場合を含む。）の規定による指定医療機関、指定介護機関及び医療保護施設に係る診療報酬及び介護報酬の審査並びに額の決定							
16	第五十四条第一項（第五十四条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定による指定医療機関及び指定介護機関からの報告の徴収及び立入検査							
17	第五十四条の二第一項の規定による介護機関の指定							
18	第六十五条第一項の規定による保護の決定及び実施に関する処分についての審査請求に対する裁決							
19	第七十条の規定による保護施設事務費支弁基準額の決定							
20	第七十一条の規定による委託事務費支弁基準額の決定							

別表第二の四の表児童家庭課の項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第十二号までを一号ずつ繰り上げる。

別表第二の四の表障害福祉課の項第二十号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常

生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、同号47中「第八十八条第八項」を「第八十八条第九項」に改め、同号48中「第八十九条第六項」を「第八十九条第七項」に、「地方障害者施策推進協議会」を「山梨県障害者施策推進協議会」に改める。
 別表第二の四の表健康増進課の項第十七号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、同号中1から5までを削り、6を1とし、7を2とする。

別表第二の五の表森林環境総務課の項に次の六号を加える。

三 山梨県空き 缶等の散乱防 止に関する条 例（昭和五十 九年山梨県条 例第五号）の 施行に関する 事務	1 第九条第一項の規定による空き缶等散乱防止基本方針の策定				
	2 第十一条の規定による空き缶の散乱防止協定の締結				
	3 第十二条の規定による事業者、占有者等に対する助言及び指導				
	4 第十三条第一項の規定による空き缶等の散乱防止重点地域の指定				
	5 第十三条第五項の規定による空き缶等の散乱防止重点地域における事業者、占有者等に対する措置の勧告				

五 山梨県環境 影響評価条例 （平成十年山 梨県条例第一 号）の施行に 関する事務	1 第六条第二項（第二十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による市町村長の意見の聴取				
	2 第六条第三項（第二十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による第三分類事業の判定及び措置				
	3 第八条の二第三項（第十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定による説明会の開催に係る意見の申述				
	4 第十条第二項（第三十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定による事業者の見解の聴取				
	5 第十一条の規定による方法書についての意見概要書の縦覧				
	6 第十二条第一項の規定による方法書についての意見を求めるための公聴会の開催				
	7 第十三条第一項の規定による方法書についての意見の申述				

17	第三十三条第二項の規定による免許								
16	第三十二条第四項（第三十五条第四項において準用する場合を含む。）の規定による環境影響評価その他の手続の再実施の要請								
15	第二十八条第二項（第三十一条第三項において準用する場合を含む。）の規定による判定								
14	第二十五条第一項の規定による評価書についての意見の申述								
13	第二十三条第二項の規定による市町村長の意見の聴取								
12	第二十三条第一項の規定による準備書についての意見の申述								
11	第二十二条第一項の規定による準備書について意見を求めるための公聴会の開催								
10	第二十一条の規定による準備書についての見解書の縦覧								
9	第十四条第二項の規定による環境影響評価の項目等の選定に係る技術的な助言								
8	第十三条第二項（第二十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定による市町村長の意見の聴取								

26	第五十条第二項の規定による必要な措置についての勧告の内容等の公表								
25	第五十条第一項の規定による事業者に対する必要な措置についての勧告								
24	第四十九条第一項の規定による事業者からの報告の徴収及び立入調査								
23	第四十七条第三項の規定による山梨県環境影響評価等技術審議会の意見の聴取								
22	第四十七条第二項の規定による山梨県環境影響評価等技術審議会の意見の聴取								
21	第四十二条第二項（第四十四条第二項及び第四十六条において準用する場合を含む。）の規定による市町村長の意見の聴取								
20	第四十二条第一項（第四十四条第二項及び第四十六条において準用する場合を含む。）の規定による意見の申述								
19	第三十五条第三項の規定による書類の縦覧及び公聴会の開催								
18	第三十五条第二項の規定による書類の縦覧及び公聴会の開催								
	等を行う者への適正な配慮の要請								

<p>27 第五十一条の規定による事業者に対する実地調査への協力の要請</p>	<p>13 第四十四条第一項の規定による立入検査</p>
<p>1 第九条第一項の規定による第一種フロン類回収業者の登録</p>	<p>七 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（平成十三年法律第六十四号）の施行に関する事務</p>
<p>2 第十二条第一項の規定による第一種フロン類回収業者の登録の更新</p>	<p>七 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（平成十三年法律第六十四号）の施行に関する事務</p>
<p>3 第十四条の規定による第一種フロン類回収業者登録簿の閲覧</p>	<p>七 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（平成十三年法律第六十四号）の施行に関する事務</p>
<p>4 第十六条の規定による第一種フロン類回収業者の登録の抹消</p>	<p>七 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（平成十三年法律第六十四号）の施行に関する事務</p>
<p>5 第十七条第一項の規定による第一種フロン類回収業者の登録の取消し及び業務の停止命令</p>	<p>八 環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成十五年法律第三百三十号）の施行に関する事務</p>
<p>6 第二十三条の規定による指導及び助言</p>	<p>1 第八条第一項の規定による行動計画の作成</p>
<p>7 第二十四条第一項の規定による勧告</p>	<p>2 第八条第四項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による行動計画の公表</p>
<p>8 第二十四条第二項の規定による勧告</p>	<p>3 第八条第五項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による行動計画に基づく施策の実施状況の公表</p>
<p>9 第二十四条第三項の規定による勧告</p>	<p>4 第八条第六項の規定による行動計画の変更</p>
<p>10 第二十四条第四項の規定による勧告</p>	<p>5 第二十条第一項の規定による体験の機会に係る認定</p>
<p>11 第二十四条第五項の規定による措置命令</p>	<p>七 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（平成十三年法律第六十四号）の施行に関する事務</p>
<p>12 第四十三条の規定による報告の徴収</p>	<p>七 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（平成十三年法律第六十四号）の施行に関する事務</p>

<p>の規定による届出を第八条第一項の規定による届出とみなして適用する第十五条第一項の規定による勧告</p>	<p>事務所長</p>
<p>13 附則第四項の規定により附則第二項の規定による届出を第八条第一項の規定による届出とみなして適用する第十五条第二項の規定による勧告</p>	<p>林務環境 事務所長</p>

別表第二の五の表森林整備課の項第十一号中「(平成二十四年条例第七十五号)」を削り、同号に次のように加える。

<p>6 第二十三条第二項の規定による届出に係る土地の利用に関する関係市町村の長の意見の聴取</p>	<p>林務環境 事務所長</p>
<p>7 第二十四条第一項の規定による助言</p>	<p>林務環境 事務所長</p>
<p>8 第二十五条第一項の規定による必要な措置の勧告</p>	<p>林務環境 事務所長</p>
<p>9 第二十五条第二項において準用する第九条第二項の規定による勧告の内容等の公表</p>	<p>林務環境 事務所長</p>
<p>10 第二十五条第二項において準用する第九条第三項の規定による意見を述べる機会の付与</p>	<p>林務環境 事務所長</p>
<p>11 第二十六条第一項の規定による報告の徴収及び立入調査</p>	<p>林務環境 事務所長</p>
<p>12 第二十七条第三項の規定による協力の依頼</p>	<p>林務環境 事務所長</p>

別表第二の九の表県土整備総務課の項第七号中

に改め、同項第九号6中「(物品の集積及び貯蔵を除く。)

を削り、

建設事務
所長

に改め、同

号中7を削り、8を7とし、同号9中

を

に改め、同号中9を8とし、10を9とする。

別表第二の九の表道路管理課の項第一号9中「及び第三項」を削り、「道路の占用」の下に「(新規のものに限る。)」を加え、「に係る占用物件」及び「の道路占用」を削り、「地下室、」を「地下室及び」に、「高架道路」を「に係るもの並びに高架道路」に、「昭和四十年八月二十五日建設省道路政発三百六十七号による物件」を「昭和四十年八月二十五日建設省道路政発三百六十七号による物件に係るもの」に、「トンネル(新規のものに限る。)&及び橋梁」を「に係るもの並びに既存のトンネル及び既存の橋梁(新規のものに限る。)」に改め、同号10中「及び第三項」を削り、同号31を同号35とし、同号30中「措置命令」の下に「8、9、11及び14に掲げるものに係るものに限る。)」を加え、同号中30を33とし、33の次に次のように加える。

34 第七十一条第二項(第九十一条第二項において準用する場合を含む。)(の規定による許可等の取消し及び措置命令(33に掲げるものを除く。))

建設事務
所長

別表第二の九の表道路管理課の項第一号29中「措置命令」の下に「8、9、11及び14に掲げるものに係るものに限る。)」を加え、同号中29を31とし、31の次に次のように加える。

32 第七十一条第一項(第九十一条第二項において準用す

建設事務

る場合を含む。) の規定による許可等の取消し及び措置
命令 (31 に掲げるものを除く。)

所長

別表第二の九の表道路管理課の項第一号中28を30とし、14から27までを16から29までとし、同号13中「12」を「14」に改め、同号13を同号15とし、同号14中「道路の占用」の下に「(新規のもの及び占用物件の数量、占用面積等を減ずることを内容とする変更以外の変更に限る。)」を加え、「に係る占用物件」を削り、「地下室」を「地下室及び」に、「高架道路」を「に係るもの並びに高架道路」に、「昭和四十年八月二十五日建設省道政発三百六十七号による物件」を「昭和四十年八月二十五日建設省道政発三百六十七号による物件に係るもの」に、「トンネル(新規のものに限る。) 及び橋梁(新規のものに限る。)」を「に係るもの並びに既存のトンネル及び既存の橋梁」に改め、同号中12を14とし、11を13とし、10の次に次のように加える。

<p>11 第三十二条第三項(第九十一条第二項において準用する場合を含む。) の規定による道路の占用の変更(占用物件の数量、占用面積等を減ずることを内容とする変更を除く。) の許可(電気通信設備(昭和六十年七月十五日建設省道政発第五十四号による物件に限る。)、石油圧送施設(昭和四十六年八月二十日建設省道政発第八十九号による物件に限る。)、地下街、地下室及び上空通路(道路を縦断する通路その他特殊な通路を含む。) に係るもの並びに高架道路の路面下の占用(昭和四十年八月二十五日建設省道政発三百六十七号による物件に係るものに限る。) に係るもの並びに既存のトンネル及び既存の橋梁の占用に係るものに限る。)</p>	
<p>12 第三十二条第三項(第九十一条第二項において準用する場合を含む。) の規定による道路の占用の許可(11に掲げるものを除く。)</p>	<p>建設事務 所長</p>

別表第二の九の表治水課の項中第四号を削り、同項中第五号を第四号とし、第六号を

第五号とし、同項第七号10中「(11に掲げるものを除く。)」を削り、

を
建設事務
所長
に改め、同号中11を削り、12を11とし、

同号13中
を
建設事務
所長
に改め、同号

中13を12とし、14から16までを13から15までとし、同号17中「18」を「17」に改め、同号中17を16とし、18を17とし、19を18とし、同号20中「21」を「20」に改め、同号中20を19とし、21から29までを20から28までとし、同号30中「29」を「28」に改め、同号中30を29とし、31から49までを30から48までとし、同号50中「49」を「48」に改め、同号50を同号49とし、同号51中「工事中止命令」の下に「(8、9、11、15、16、19及び38に掲げるものに限る。)」を加え、同号中51を50とし、50の次に次のように加える。

<p>51 第七十五条第一項の規定による許可等の取消し及び工事中止命令(50に掲げるものを除く。)</p>	<p>建設事務 所長</p>
--	--------------------

別表第二の九の表治水課の項第七号52中「負担命令」の下に「(8、9、11、15、16、19及び38に掲げるものに限る。)」を加え、同号中55を56とし、54を55とし、同号53中
を
建設事務
所長
に改め、
同号中53を54とし、52の次に次のように加える。

<p>53 第七十六条第三項の規定による損失補償額の原因者への負担命令(52に掲げるものを除く。)</p>	<p>建設事務 所長</p>
--	--------------------

別表第二の九の表砂防課の項第五号を次のように改める。

<p>五 山梨県砂防 1 第二条の規定による砂防指定地内に指定地管理条 おける行為の許可(2に掲げるものを</p>	
---	--

設備の占用に関する協議（2に掲げるものに係るものに限る。）			
14 第十二条の規定による砂防指定地内における行為の許可の取消し等の処分（15に掲げるものを除く。）			
15 第十二条の規定による砂防指定地内における行為の許可の取消し等の処分（2に掲げるものに係るものに限る。）			建設事務 所長

別表第二の九の表下水道課の項第一号1中「第四条第一項」を「第四条第二項（同条第六項において準用する場合を含む。）」に、「認可及び変更の認可」を「協議」に改め、同項第二号1中「第十七条の七」を「第十七条の八」に改め、「流域下水道」の下に「の施設」を加え、同号2中「第十七条の八」を「第十七条の九」に改め、「流域下水道」の下に「の施設」を加え、同表を別表第二の十の表とする。

別表第二の七の表観光企画・ブランド推進課の項第一号中

一 旅行業法
（昭和二十七年法律第七号）の施行に関する事務

を

旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）の施行に関する事務

に改め、同号1中「及び第三種旅行業務」を「第三種旅行業務及び

び地域限定旅行業務」に、「旅行代理業」を「旅行者代理業」に改め、同号2中「旅

行代理業」を「旅行者代理業」に改め、同項第二号を削る。

別表第二の七の表観光資源課の項第四号1中「第四条第二項」を「第七条第一項」に改め、同号2中「第五条第一項」を「第八条第一項」に改め、同号3中「第七条第一項」を「第十条第一項」に改め、同号4中「第八条第一項」を「第十一条第一項」に改め、同号5中「第八条第二項」を「第十一条第二項」に改め、同号6中「第八条第三項」を「第十一条第三項」に改め、同号7中「第九条ただし書」を「第十二条ただし書」に改め、同号8中「第十条」を「第十三条」に改め、同号9中「第十一条」を「第十五条」に改め、同表を別表第二の八の表とする。

別表第二の六の表産業人材課の項第二号2及び5中「高等技術専門校」を「峡南高等技術専門校」に、「高等技術専門校長」を「峡南高等技術専門校長」に改め、同項第三号3、6及び29並びに同項第四号2中「高等技術専門校長」を「峡南高等技術専門校長」に改め、同項第五号を次のように改め、同表を別表第二の七の表とする。

五 山梨県立職業能力開発校設置及び管理条例（昭和四十七年山梨県条例第七号）の施行に関する事務	1 第十五条の規定による授業料の減免	峡南高等技術専門校長
	2 第十五条の規定による受講料及び使用料の減免	峡南高等技術専門校長及び就業支援センター

別表第二の五の表の次に次の一表を加える。
六 エネルギー局

組織名	事務の種類	事項	専決区分	備考
			本庁 出先機関	
部				
課				
所				

長
長
長

1	第八条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による地球温暖化対策実行計画の策定に係る山梨県環境保全審議会の意見の聴取					
2	第九条の規定による地球温暖化対策の実施状況に係る山梨県環境保全審議会への報告					
3	第十六条の規定による温室効果ガスの吸収の量の認証					
4	第二十二条の規定による事業者等に対する指導及び助言					
5	第二十三条の規定による特定事業者等に対する報告及び資料の提出の要求					
6	第二十四条第一項の規定による必要な措置についての勧告					
7	第二十四条第二項の規定による公表					

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

山梨県規則第二十四号

県職員職の設置に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成二十五年三月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県財務規則の一部を改正する規則

県職員職の設置に関する規則（昭和三十一年山梨県規則第四十八号）の一部を次のように改正する。

第一条の表本庁に置かれる職の欄中「運輸管理監」の下に「、児童対策企画監」を加え、「、大気水質指導監、廃棄物対策企画監」及び「、総括財務審査監」を削り、「観光企画監」の下に「、国際観光振興監」を加え、同表出先機関に置かれる職の欄中「専任講師」の下に「、主席専任消防教官」を加える。

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

山梨県規則第二十五号

山梨県財務規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十五年三月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県財務規則の一部を改正する規則

山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「リニア交通局長」の下に「、組織規則第十二条の四第一項に規定するエネルギー局長」を加え、同条第七号中「総括財務審査監及び」を削り、「並びに」を「及び」に改め、「財務審査幹」の下に「並びに組織規則第十五条第八項第一号に規定する出納局に置く主幹」を加える。

第三十条第三項の表二の項中「産業技術短期大学校事務局長、高等技術専門校副校長」を「峡南高等技術専門校副校長」に改め、同表三の項中「総合県税事務所課税管理部長」を「総合県税事務所課税・管理部長」に改める。

第五十一条第二項中「十二日」を「二十五日」に改める。

第六十六条第一項及び第二項中「又は口座振替」を削り、同条第四項を次のように改める。

4 会計管理者は、口座振替による支払を決定したときは、指定金融機関に対し、支払通知書を支払通知書送付簿により送付しなければならない。

第六十六条第八項中「第一項」を「第一項又は第四項」に、「第六項」を「第九項」に、「第二項」を「第二項又は第五項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条中第七項を第十項とし、第六項を第九項とし、同条第五項中「又は第三項」を「第三項、第四項又は第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第四項の次に次の三項を加える。
5 出納員は、口座振替による支払を決定したときは、会計管理者にその旨を報告しな

ければならない。

6 会計管理者は、前項の規定による報告を受けたときは、指定金融機関に対し、支払通知書を支払通知書送付簿により送付しなければならない。

7 会計管理者は、第四項の規定による決定をし、又は第五項の規定による報告を受けた場合が必要があると認めるときは、債権者に支払案内書を発付することができる。

第六十九条第一項及び第二項中、「又は口座振替」を削り、同条第四項を次のように改める。

4 会計管理者は、口座振替による支払いを支払を決定したときは、指定金融機関に対し、支払い通知書を支払い通知書送付簿により送付しなければならない。

第六十九条第七項中、「第一項」を、「第一項又は第四項」に、「第二項」を、「第二項又は第五項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第六項を同条第九項とし、同条第五項中、「又は第三項」を、「第三項、第四項又は第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第四項の次に次の三項を加える。

5 出納員は、口座振替による支払いを支払を決定したときは、会計管理者にその旨を報告しなければならない。

6 会計管理者は、前項の規定による報告を受けたときは、指定金融機関に対し、支払い通知書を支払い通知書送付簿により送付しなければならない。

7 会計管理者は、第四項の規定による決定をし、又は第五項の規定による報告を受けた場合が必要があると認めるときは、債権者に支払い通知書を発付することができる。

第七十二条第三項中、「かわらず」の下に、「資金前渡職員」を加え、「及び前条第一項第十六号」を、「又は前条第一項第十四号」に、「について過不足金額の生じない」を、「の支払に充てるために資金を前渡された場合において、別に会計管理者が定める方法により当該資金をもつて過不足金額を生ずることなくこれらの経費の支払に充てること」ができた」に、「提出」を、「作成及び提出」に改める。

第七十三条第三項ただし書中、「提出」を、「作成及び提出」に改める。

第七十六条に次の一号を加える。

五 有線テレビジョン放送の受信についての契約に基づき支払をする経費

第七十九条第三項中、「当座預金」の下に、「別段預金」を加える。

第八十九条第三項中、「債権者」の下に、「(第六十六条第一項、第三項若しくは第七項又は第六十九条第一項、第三項若しくは第七項の規定により支払案内書又は支払い通知書又は支払案内書の発付を受けた債権者に限る。)」を加え、同条第四項を削る。

第一百七条第三項中、「の各号」を削り、「又は請書の作成」を、「の作成又は請書の徴取」に改める。

第八十条中「各種類」を「種類」に改める。

第一百四条第一項中「同条第六項」を「同条第九項」に改める。

第一百五十四条を次のように改める。

第二百五十四条 削除

第二百五十六条の五 削除

第二百五十七条第一項中「及び」を「、」に、「の行う事務について毎年一回、」を「及び」に、「二年に一回、定期検査」を「検査」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第二百六十条を次のように改める。

第二百六十条 削除

第二百六十二条第一項中「事務引継書を作成し」を「発令の日から七日以内に」に改め、「及びその目録」を削り、「を添えて、発令の日から七日以内に」を「とともに、その事務を」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の場合においては、前任者は、事務引継書並びにその引き継ぐべき帳簿並びに収入、支出及び雑部金の執行状況が確認できる書類の目録二通を作成し、当該目録を添付した当該事務引継書に引継ぎの旨及び引継ぎの年月日を記載し、前任者及び後任者において記名押印し、各一通を保存しなければならない。

第二百六十二条第三項を削る。

第二百六十三条第一項中「事務引継書を作成し、帳簿及びその目録」を「発令の日から七日以内に、現金及び物品並びに帳簿」に、「を添えて発令の日から七日以内に」を「とともに、その事務を」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の場合においては、前任者は、事務引継書並びにその引き継ぐべき帳簿並びに収入、支出及び雑部金の執行状況が確認できる書類の目録二通を作成し、後任者の立会いの上現物に対照し、受渡しをした後、当該目録を添付した当該事務引継書に引継ぎの旨及び引継ぎの年月日を記載し、前任者及び後任者において記名押印し、各一通を保存しなければならない。

第二百六十三条第三項を削る。

第二百六十四条第一項中「及び後任者が立ち合い、関係帳簿と物品とを照合し」を「は」に改め、「以内に」の下に、「物品及び関係帳簿とともに、その事務を後任者に」を加え、同条第二項を次のように改める。

2 前項の場合においては、前任者は、事務引継書及びその引き継ぐべき関係帳簿の目録二通を作成し、後任者の立会いの上現物に対照し、受渡しをした後、当該目録を添付した当該事務引継書に引継ぎの旨及び引継ぎの年月日を記載し、前任者及び後任者

において記名押印し、各一通を保存しなければならない。

別表第一中「高等技術専門校」を「峡南高等技術専門校」に改める。

別表第二一般の支出の部災害補償費の款を削り、同部報償費の款中「二千万円以上及び「百万円以上」を「七千万円以上（報償物品購入に限る。）」に改め、同部旅費の款を削り、同部需用費の款中「係るもの」の下に「並びに長期継続契約に係るものであつて当該契約を締結した日の属する年度の翌年度以降のもの」を加え、同部役務費の款中「もの」の下に「及び長期継続契約に係るものであつて当該契約を締結した日の属する年度の翌年度以降のもの」を加え、同部委託料の款工事のための測量、試験及び設計の委託の項中「百万円」を「五百万円」に改め、同款工事のための測量、試験及び設計以外の委託の項摘要の欄中

「 を 「 長期継続契約に係るものであつて

当該契約を締結した日の属する年度の翌年度以降のものを除く。」に改め、同部使用

料及び賃借料の款中「二百万円」を「五百万円」に改め、「もの」の下に「及び長期継続契約に係るものであつて当該契約を締結した日の属する年度の翌年度以降のもの」を加え、同部工事請負費の款を次のように改める。

工事請負費	営繕 工事 以上	三億円 以上	五千万 円以上	1 以上	1 以上	五千万 円以上	公共事業 業につ いては 別に 定める 一覧表 により 一括合 議する ことと し、 より、 一件当 たりの 合議は 省略す る。
	建設 工事 (工 事に 伴つ 補償 料及 び公 有財 産購 入費 を含む。	1 三億円 以上	1 一億円 以上	2 右の設 計変更 計変更	2 右の設 計変更 計変更	1 一億円 以上	

ること
がで
る。

別表第二一般の支出の部公有財産購入費の款中 「百万円以上」及び「二百万

円以上」を「五百万円以上」に改め、同部補償、補填及び賠償金の款中「百万円

」を「五百万円」に改め、同部償還金、利子及び割引料の款を削り、同部投資及び出賃金の款、積立金の款、寄附金の款及び繰出金の款中「百万円」を「五百万円」に改める。

（注）1 連年投とし年度毎

第百二十六号様式中「収入年月日」を「繰越年月日」とし、

に合計を記載すること。 「注」1 原則として細節ごとに別業と

口座毎に口座を設けて整理すること。 を 2 原則として連年投とし、年度

納簿の繰越額と一致すること。 」 3 納入1人ごとに繰越年月日、

合計額は、雑部金出納簿の繰

越額と一致すること。 」に改める。

第百六十八号様式中「受高、払高ともに必要に応じて券面金額を表示のうえ枚数を記

載する」を「郵便切手類（郵便切手若しくは収入印紙又はこれらに類するものをいう。

3において同じ。）の種類ごとに別業とする」を「はがき、封筒等についても、それ

ぞれ別口座を設ける」を「受高及び払高のそれぞれについて、必要に応じて券面金額を

表示のうえ枚数を記載する」を「月計、累計」を「月ごとに、前月から繰り越した郵

便切手類の枚数及び金額並びに月計、累計並びに翌月へ繰り越す郵便切手類の枚数及び

附則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番